

令和4年度 金山町地域防災計画の修正概要

1. 修正の背景

現行の金山地域防災計画は、東日本大震災の教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえて平成25年3月に大幅に修正を行いました。

しかし、東日本大震災後も、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風など、各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っており、山形県においても、山形県地域防災計画を随時修正し、防災力の強化を推進しています。

当町においても、ハザードマップの作成や国土強靱化計画の策定、各種災害協定の締結など防災体制の向上を図ってきています。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、当町の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく、計画を修正するものです。

2. 計画の構成

金山町地域防災計画は、計画全体の基本事項、災害種別の計画（風水害、震災）及び資料の4つの編で構成しています。

また、風水害、震災ともに、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の3つの段階を基本として構成しています。

金山町地域防災計画の構成

| | |
|--------------------|---|
| 第1編 総則編 | 本計画の全般的な目的、地域の概況、災害想定、基本方針、防災関係機関とその業務、地域の特性等を定めています。 |
| 第2編 風水害等 対策編 | 大雨による土砂崩れ、洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定めます。 また、個別災害対策として、水害、大規模土砂災害、雪害、航空災害、道路災害、林野火災、原子力災害の対策を定めています。 |
| 第3編 震災対策編 | 地震による揺れ及び火災への対策を定めています。 |
| 資料編 | この計画全般に関する資料を掲載しています。 |

3. 修正のポイント

1) 山形県地域防災計画を踏まえた改正。

※災害対策基本法(以下「法」という。)、防災基本計画等の改正により修正された山形県地域防災計画を踏まえた修正

※項目番号についても県計画に倣い「第1、第2…」を「1. 2…」にするなど修正

主な修正点

①指定緊急避難場所、指定避難所について明記

平成25年6月法改正により、東日本大震災において避難所の区別が明確になっていなかったため、平成25年6月法改正により、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と避難生活を送るための「指定避難所」を指定し掲載しています。

②特別警報の記載を追加

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に最大限の警戒を呼び掛けるため、平成25年8月から創設された「特別警報」についての記載を追加しました。

③「災害時要援護者」を「要配慮者」へ修正

平成27年4月法改正により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、自ら避難することが困難であるため支援を要する人を「避難行動要支援者」としています。

④5段階の警戒レベル、避難勧告・避難指示の一本化

R3年5月の「避難情報に関するガイドライン」の改定により、従来の警戒レベル3である「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に、警戒レベル4である「避難勧告・避難指示(緊急)」を「避難指示」と、分かりやすくしています。なお、警戒レベル5は「緊急安全確保」となっています。

⑤「自らの命は自らが守る」意識を一層徹底

令和3年4月の法改正により、行政主導のハード対策・ソフト対策には限界があること等を踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底を明記しています。

⑥避難行動要支援者名簿

令和3年5月の法改正より、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに避難行動や支援の方法等を記載した個別避難計画による避難を行うこととしています。

2)その他

- ・最上広域消防本部及び消防署の老朽化等による移転の必要性の追加（風水害等対策編第1章13節、震災対策編第1章第15節）
- ・町の概要、組織の名称、各種データ等の時点修正

4. 主な修正内容

第1編 総則編

| 節 | 款 | 項目 | 新旧頁 | 修正点 |
|---|---|-------------|-----|--------------------|
| 2 | | 金山町の概況 | 9 | ・気象状況、人口動態、土地利用を更新 |
| 4 | | 既往の風水害問等と想定 | 16 | ・平成30年豪雨を追加 |
| 5 | | 既往の地震災害と想定 | 20 | ・令和元年山形県沖地震を追加 |

第2編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

| 節 | 款 | 項目 | 新旧頁 | 修正点 |
|----|---|------------------|-----|--|
| 3 | | 気象等観測体制整備計画 | 50 | ・山形地方気象台の役割等について追加 |
| 4 | | 防災知識の普及計画 | 51 | ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底の追加 ・居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知、避難に関する情報の意味の理解促進を追加 ・防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進 |
| 5 | | 地域防災力強化計画 | 57 | ・地区防災計画の設定等の追加 |
| 6 | | 災害ボランティア受入体制整備計画 | 63 | ・防災ボランティア活動の環境整備等の追加 |
| 7 | | 防災訓練計画 | 65 | ・実践的な訓練の実施と事後評価等の追加 |
| 8 | | 避難体制整備計画 | 68 | ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策等を追加 ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難について明記 ・指定緊急避難場所、指定避難所について明記 ・避難勧告、避難指示の一本化 |
| 13 | | 火災予防計画 | 84 | ・最上広域消防本部及び消防署の老朽化等による移転の必要性について追加 |

| 節 | 款 | 項目 | 新旧頁 | 修正点 |
|-------------------|---|--------------------|-----|---|
| 14 | | 医療救護体制整備計画 | 88 | ・県計画及び町医療機関の状況を踏まえて修正 |
| 15 | | 防災用通信施設災害予防計 | 91 | ・伝達手段の多重化・多様化等の追加 |
| 16 | | 地盤災害予防計画 | 93 | ・土砂災害警戒区域の周知、警戒体制等の追加 |
| 19 | | 建築物災害予防計画 | 100 | ・防災拠点等の建築物の災害予防対策について追加 |
| 20 | | 輸送体制整備計画 | 102 | ・輸送施設及び輸送拠点の把握・点検等の追加 |
| 21 | | 各種施設災害予防対策関係 | 106 | |
| | 2 | 交通関係施設災害予防計画 | 108 | ・災害時の交通確保のための占用の禁止等の追加 |
| | 4 | 河川施設災害予防計画 | 114 | ・ダム施設の災害予防対策、減災対策協議会等の追加 |
| | 5 | 農地・農業用施設災害予防計画 | 116 | ・農業用ダム施設、用排水施設等の災害予防対策の追加 |
| | 6 | 電力・ガス・電気通信施設災害予防計画 | 118 | ・代替性の確保等の追加 |
| | 7 | 上下水道施設災害予防計画 | 123 | ・代替性の確保、長時間の停電対策等の追加 |
| | 8 | 危険物等施設災害予防計画 | 128 | ・有害物質取扱施設等の安全対策の追加 |
| 24 | | 要配慮者の安全確保計画 | 135 | ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難について明記 |
| 第2章 災害応急計画 | | | | |
| 1 | | 活動体制関係 | 140 | |
| | 1 | 災害対策本部 | 140 | ・避難勧告、指示の一本化 ・町機構改革、施設統合等の反映 ・業務継続性の確保、複合災害への対応の追加 |
| | 2 | 職員の動員配備体制 | 149 | ・町機構改革及び配備基準の見直しの反映 |
| | 3 | 広域応援計画 | 156 | ・知事の判断による応援等の追加 ・広域応援協定等による支援体制の追加 |
| 2 | | 情報収集伝達関係 | 166 | |
| | 2 | 気象情報等伝達計画 | 169 | ・「自らの命は自らが守る」意識について明記 ・特別警報、警戒レベル情報、キキクル等の追加 |
| | 4 | 広報計画 | 189 | ・「安否情報の提供」に権利保護への配慮を追加。 |
| 3 | | 避難計画 | 198 | ・「避難準備情報」を「高齢者等避難」に変更 ・避難勧告と避難指示を避難指示に一本化 ・「緊急安全確保」を追加 ・警戒レベルに応じとるべき行動を明記 ・避難路の指定及び指定基準について追加 |
| 4 | | 避難所運営計画 | 209 | ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策等を追加 |

| 節 | 款 | 項目 | 新旧頁 | 修正点 |
|----------------------|---|---------------|-----|--|
| 6 | | 救助・救急計画 | 220 | ・応援要請する関係機関として、警察、自衛隊、他県を明記 |
| 10 | | 交通輸送関係 | 241 | |
| | 2 | 道路交通計画 | 244 | ・交通の規制等の措置の追加 |
| 13 | | 生活支援関係 | 268 | |
| | 5 | 廃棄物処理計画 | 289 | ・災害廃棄物処理計画による処理について |
| 15 | | 要配慮者の応急対策計画 | 307 | ・DCAT（災害派遣福祉チーム）の派遣について明記 ・避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づく避難について明記 |
| 第3章 災害復旧・復興計画 | | | | |
| 4 | | 災害復興計画 | 356 | 復興対策組織体制の整備の追加等 |
| 第4章 個別災害対策 | | | | |
| 1 | | 水害対策計画 | 364 | |
| | 2 | 洪水予報・水防警報伝達計画 | 367 | 警戒レベル相当情報の通知の記載 |

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

| | | | | |
|----|--|-------------|-----|--|
| 8 | | 避難体制整備計画 | 426 | ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策等を追加 ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難について明記 ・指定緊急避難場所、指定避難所について明記 ・避難勧告、避難指示の一本化 |
| 15 | | 地震防災施設等整備計画 | 436 | ・最上広域消防本部及び消防署の老朽化等による移転の必要性について追加 |
| 20 | | 建築物災害予防計画 | 443 | ・庁舎、避難所等の耐震化を追加 ・地震防災緊急事業五箇年計画の推進の追加 |

資料編

| 節 | 款 | 項目 | 新旧頁 | 修正点 |
|------|---|-----------------|-----|---|
| 資料12 | | 防災関係機関連絡一覧 | 569 | ・名称、電話番号、所在地の修正 |
| 資料13 | | 自主防災組織の状況 | 571 | ・20組織→31組織に修正 |
| 資料14 | | 災害危険箇所 | 572 | ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の修正 ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の追加 |
| 資料17 | | 避難場所 | 592 | ・指定緊急避難所一覧として記載 |
| 資料18 | | 避難所 | 592 | ・指定避難所一覧、自主避難所一覧として記載 |
| 資料22 | | 臨時ヘリポート(発着可能場所) | 595 | ・7か所→20か所に修正 |

| 節 | 款 | 項目 | 会議 用頁 | 修正点 |
|---------|---|-----------|-----------------|--|
| 資料37～50 | | 各種協定の追加 | 616 ～ 637 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書 ・災害時における福祉避難所指定等に関する協定書 ・災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書 ・災害時の協力に関する協定書 ・災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定 ・災害に係る情報発信等に関する協定 ・災害時等における無人航空機の運用に関する協定 ・災害時における飲料水の提供に関する協定 ・災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定 □ ・災害時における燃料供給等に関する協定 ・重要凶悪事件等発生時における行政情報放送の活用に関する協定書 □ ・大規模水害時等における金山町上台地区住民等の広域一時滞在に関する覚書 |
| 資料51 | | 避難路一覧(町道) | 638 | 町道での避難路一覧を追加 |